

「工場跡地等における持続可能な土壌汚染対策支援事業」における実証事業の対象として認定した地下水汚染の拡大防止技術

ケース	技術番号	技術名	申請者名	対象とする特定有害物質の種類	適用濃度	適用条件
⑥	10	RNIP αによるVOC原位置浄化工法	株式会社タツノ	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、クロロエチレン	各物質とも第二溶出量基準、第二地下水基準の対応可能。 基準値の100程度まで対応可能。 ※ただし適用濃度は事前の適用試験の結果により変動する可能性あり。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・油分の浄化及び濃度低減には適応していない。</li> <li>・GL-1.0m以浅の汚染については原位置ミキシングにて実施。</li> <li>・添加量は汚染濃度・土質状況により変動する。</li> </ul>
⑥	12	Smart Cap™工法（原位置生物処理）	ジオラフター株式会社	ベンゼン	各化合物：地下水基準の100-1000倍まで※ ※第二溶出量基準若しくは第二地下水基準への対応を前提とする。	対象地の施工空間に存在する構造物や敷地面積が施工重機の運用に問題とならないこと、試験土壌等の採取と地層確認の為に事前ボーリングが可能なこと、現地土壌や分解菌等を用いた適用可能性試験の実施が可能なこと、詳細メッシュ土壌ガス調査を実施して施工範囲（汚染中心部）と対策費用の適正化を図ることを適用条件とする。
⑥	15	化学酸化剤COA-Xによる原位置化学分解法	エコサイクル株式会社	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、クロロエチレン	計 10mg/L未満 ※土壌溶出量、地下水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水位よりも上（不飽和層）の土壌汚染は、掘削除去等の他の措置が必要になる場合があります。</li> <li>・事前の適用性評価試験の結果、適用不可とする場合があります。</li> </ul>
⑥	17	打ち込み式スパーキング井戸を用いるバイオスパーキング	大成建設株式会社	ベンゼン、シアン化合物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンゼン：基準値の概ね1,000倍まで（地下水上に油層が存在している場合には適用できない）</li> <li>・シアン化合物：地下水濃度が概ね10mg/Lまで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工エリアの直上に構造物がある場合や、地盤が不均一で空気の移動の予測が難しいなど、地盤に供給した空気を確実に回収できない場合は適用できない</li> </ul>
⑥	19	温促バイオ®	株式会社竹中工務店	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、クロロエチレン	ベンゼン：10mg/L程度	飽和帯（地下水位より下）に適用可能であり、不飽和帯の浄化は別技術と組み合わせる必要があります。